

広島県障害者プラン

第 1 章

総論

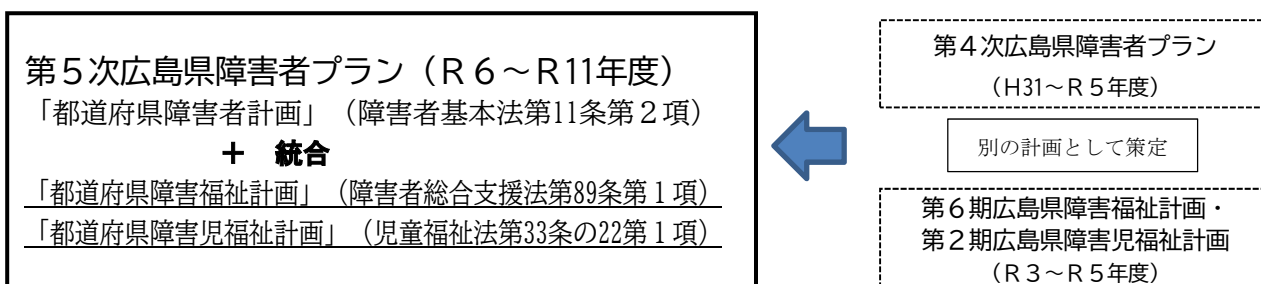
1 策定の趣旨

本県では、昭和 56（1981）年の国際障害者年を契機として、昭和 57（1982）年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的とした「障害者に関する広島県長期行動計画」を策定して以降、障害者施策を取り巻く状況の変化等に対応しながら、第 4 次までの広島県障害者プランを策定し、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

また、第 1 期から第 6 期までの広島県障害福祉計画、及び第 1 期から第 2 期までの広島県障害児福祉計画を策定し、広島県障害者プランの実施計画としての位置付けの下、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の整備を計画的に進めてきたところです。

この度、令和 5（2023）年度末で第 4 次広島県障害者プラン及び第 6 期広島県障害福祉計画・第 2 期広島県障害児福祉計画が終期を迎えることから、この機を捉え、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画を本計画に統合し、新たな計画を策定します。

本計画は、人口構造の変化に伴う人材不足や、民間事業者による障害者への合理的配慮の義務化等、障害者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、障害の有無に関わらず、皆が安心して暮らせる社会を実現するための施策を推進していくものです。



2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

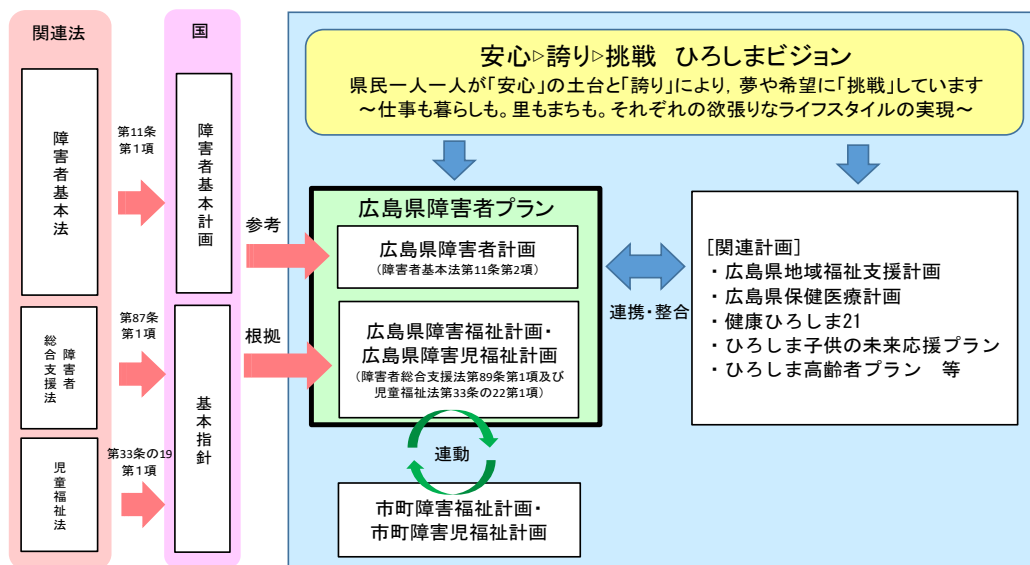
都道府県障害者計画 (障害者基本法第11条第2項)	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした、障害者のための基本的な計画
都道府県障害福祉計画 (障害者総合支援法第89条第1項)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画
都道府県障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の22第1項)	

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」、及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」を本計画の一部に位置付けています。

なお、本計画の策定や変更に当たっては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項の規定により、同法の趣旨を踏まえた内容とします。

(2) 他計画との関係

この計画は、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げる目指す姿の実現に向けて、「広島県地域福祉支援計画」、「広島県保健医療計画」、「健康ひろしま21」、「ひろしま子供の未来応援プラン」及び「ひろしま高齢者プラン」等の関連する計画との整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進します。



3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、3年に1度の国の基本指針の改定や社会情勢の変化等、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 特に考慮が必要な社会情勢等の変化

（1）人口構造の変化と障害者の動向

高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、介護人材等の人材が不足することが見込まれます。

また、障害者及びその家族の高齢化に伴い、障害者が地域から孤立する可能性があります。

（2）民間事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

令和3（2021）年6月4日に障害者差別解消法の改正が行われ（施行日は令和6（2024）年4月1日）、民間事業者による障害者への合理的な配慮の提供が義務化されました。

（3）障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者の法定雇用率については、令和8（2026）年7月1日には民間企業が2.7%、国・地方公共団体等が3.0%、都道府県等の教育委員会が2.9%へと段階的に引き上げられることとなっており、今後も引き上げられることが予測されます。

（4）デジタル技術の進展

AI技術が進展し、障害者は自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）を選択し、デジタル技術・サービスを利用することができるようになり、障害福祉サービス事業所等においても、介護ロボットの導入や事務負担軽減のためのICTの導入等が進んでいる。

また、ウェブ会議等のオンラインサービスの活用拡大やSNSの普及等により生活圏域に捉われない社会参加の新しいツールが拡大しています。

（5）災害・新興感染症への懸念

本県には、全国最多の土砂災害警戒区域があり、平成30（2018）年7月豪雨を始め、過去、幾度となく災害が発生しています。

また、令和2（2020）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に対する備えの重要性が認識されました。

（6）その他、障害者を取り巻く環境に関わる法律の整備

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4（2022）年5月25日施行）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3（2021）年9月18日施行）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

5 計画の基本方針

(1) 基本理念と目指す姿

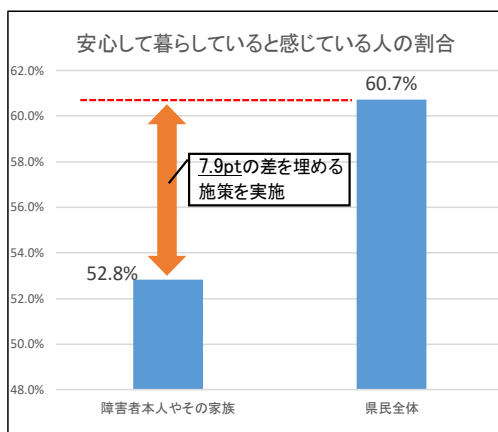
基本理念とそれにつながる5つの「目指す姿」を設定し、共生社会の実現に向け、施策の推進を図ります。

<p>【基本理念】 すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現</p>	<p>【目指す姿】</p> <p>① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。</p> <p>② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。</p> <p>③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。</p> <p>④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。</p> <p>⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。</p>
-------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 総括目標

障害者施策全体の進捗状況を測るため、次のとおり総括目標を設定します。

指標	現状値 (令和5年9月)	目標値 (令和11年度)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値



【総括目標の考え方】

障害者施策を進める上で、障害者及びその家族の方が安心して暮らせていることが最も重要であるため、障害者及びその家族の方の安心感を測る指標を総括目標として設定します。

※図：令和5（2023）年9月に実施した「県民の安心感に関するアンケート調査」の結果を基に作成。
(全体 N:3,000、障害者本人・家族 n:354)

6 障害者の定義

この計画における「障害者」は、障害者基本法の定義を踏まえ、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々」とします。

ただし、次章以降の具体的な事業の対象となる障害者の範囲については、個々の関係法令等の規定によりそれぞれ定められています。

7 基本原則

基本理念を実現させるため、障害者基本法第3条から第5条に規定される以下の基本原則に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

① 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

② 差別の禁止（障害者基本法第4条）

- 1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

③ 国際的協調（障害者基本法第5条）

共生社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

8 計画の推進体制

(1) 施策の推進と役割分担

県民の皆様の協力を得ながら、障害者関係団体等の関係機関及び市町等と連携し、各施策の取組を推進します。

また、各施策の推進に当たっては、県や市町における相談支援体制をはじめとした公的なサービスの充実に加え、障害者関係団体等の関係機関、障害者を含めた県民一人一人が互いに協働しながら共生社会に参画していくことが期待されています。

〔県の役割〕

この計画に則り、各種施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な施策を推進します。

また、県は広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整や市町が行うことが困難な広域的な事業を実施するとともに、市町等への助言や支援を行います。

〔市町の役割〕

各市町は、障害者にとって最も身近な自治体として自ら策定した市町障害者計画及び市町障害（児）福祉計画により、それぞれの市町の独自性、地域性を考慮しつつ障害者への合理的な配慮を行う等、計画の着実な推進を図ることが求められています。

また、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会等を通じて、障害者が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別・年齢、障害特性及び生活の実態に応じて、総合的かつ一体的に提供される体制を確保していくことが求められます。

〔サービス提供事業者や支援者に求める役割〕

サービス提供事業者や支援者は、障害者の意向を尊重し、障害者の立場に立った公正で適切なサービス提供や責任を持った支援に努めることが求められます。

〔企業に求める役割〕

企業は、働く意欲のある障害者の積極的な雇用を進めるために、企業全体で障害への理解を深めるとともに、合理的な配慮の提供等による働きやすい環境づくりを進めることにより、障害者の地域での自立と社会参加を支援する役割が期待されます。

〔県民に求める役割〕

県民一人ひとりがそれぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けた自主的・積極的な活動を行うことが期待されます。

また、障害者は、自ら社会を構成する一員として積極的に社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動へ主体的に参加し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されます。

(2) 計画の評価と進行管理

〔広島県障害者施策推進協議会〕

県は、障害者、障害者団体、障害福祉事業者団体、学識経験者等から構成される「広島県障害者施策推進協議会」にこの計画の推進状況を毎年度報告し、点検・評価を受けるとともに、必要に応じてこの計画の内容を見直します。

〔広島県障害者自立支援協議会〕

県は、障害者、障害者団体、医師、障害福祉事業者団体、雇用関係機関、市町等で構成される「広島県障害者自立支援協議会」に必要に応じて意見を求めます。

▶▶▶ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、その基本的な役割を都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

〔障害者基本法〕

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

〔障害者総合支援法〕

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

9 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスのうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」として、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。

この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏域及び「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と同じ区域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。

【図表 1-1 障害保健福祉圏域】



【図表 1-2 障害保健福祉圏域】

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町名	圏域人口	手帳所持者数等（令和5（2023）年3月31日現在）			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者
広島 (8市町)	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	1,354,735 (48.9%)	48,555 (44.8%)	11,591 (46.0%)	21,472 (54.1%)	11,478 (47.4%)
広島西 (2市)	大竹市、廿日市市	142,283 (5.1%)	5,844 (5.4%)	1,265 (5.0%)	1,722 (4.3%)	1,319 (5.4%)
呉 (2市)	呉市、江田島市	230,634 (8.3%)	10,491 (9.7%)	2,477 (9.8%)	3,085 (7.8%)	2,153 (8.9%)
広島中央 (3市町)	竹原市、東広島市、大崎上島町	220,961 (8.0%)	7,595 (7.0%)	2,011 (8.0%)	2,780 (7.0%)	1,827 (7.5%)
尾三 (3市町)	三原市、尾道市、世羅町	234,328 (8.5%)	10,867 (10.0%)	2,346 (9.3%)	2,899 (7.3%)	2,275 (9.4%)
福山・府中 (3市町)	福山市、府中市、神石高原町	505,496 (18.2%)	20,050 (18.5%)	4,498 (17.9%)	6,776 (17.1%)	4,488 (18.5%)
備北 (2市)	三次市、庄原市	82,186 (3.0%)	5,074 (4.7%)	991 (3.9%)	975 (2.5%)	690 (2.8%)
7圏域	23市町	2,770,623	108,476	25,179	39,709	24,230

圏域人口：総務省「住民基本台帳世帯数人口」（R5.1.1現在）

身体障害者：身体障害者手帳所持者数、知的障害者：療育手帳所持者数、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者数

難病患者：特定医療費（指定難病）受給者数

